

在外選挙の投票方法

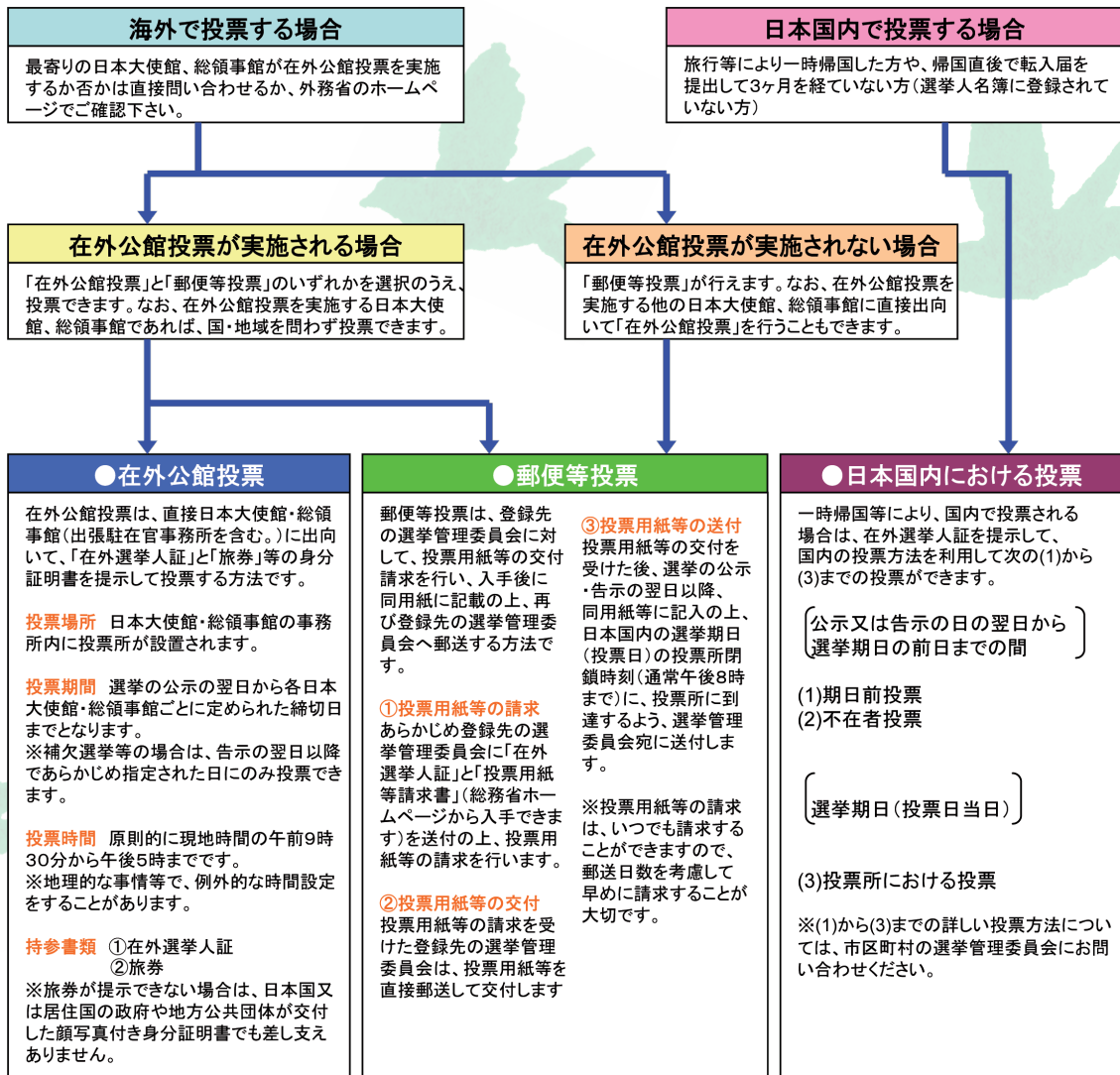
3つの投票方法により投票できます。

● 在外選挙の対象となる選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙

● 選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。



出典: 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/senkyo/pdf/061025_02.pdf

日本で転出届はお済みですか

在外選挙人証を取得するには、まず市区町村役場に転出届を提出し、日本での住民登録を除籍しておく必要があります。転出届を行わないと日本国内の選挙人名簿に登録されたままとなるため、在外選挙人名簿に登録できません。転出届は代理人でもOKです。転出届を出しても「任意加入」手続きで日本で年金を払い続けることができます。また、在住の地域を管轄する在外公館(大使館、領事館など)に「在留届」を提出する必要があります。在外選挙証は本人確認のため在外公館に直接出向いて申請をする必要がありますが、その際一緒に在留届を提出することができます。詳細は外務省のwebサイトか管轄の在外公館にお問い合わせください。在外選挙人名簿登録申請書は下記webサイトからダウンロードできます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>